

県指定文化財 多坐弥志理都比古神社本殿

塗装工事 仕様書

I 工事概要

1. 工事名称 県指定文化財 多坐弥志理都比古神社本殿塗装工事
2. 工事場所 磯城郡田原本町大字多 多坐弥志理都比古神社境内地内
3. 工事内容 塗装（単色塗）
4. 工事期間 着工：契約締結後
完了：令和8年9月30日まで
5. 一般事項
 - 1) 本工事は奈良県契約規則に準拠して実施すること。
 - 2) この仕様書は工事の概要を示すものであり、施工に際して、設計書に明記のない事項及び疑問を生じた場合は、すべて係員の指示に従って誠実に工事を遂行すること。
 - 3) 比較的軽微と思われる、仕様変更に伴う資材及び工数の増が生じた場合、請負金額は変更しない。
ただし、資材高騰等に伴い請負金額の変動が著しい場合は、受発注者が協議して変更の有無を決定する。
 - 4) 本工事は県指定文化財 建造物公開修復事業の一環であることを認識し、その価値を損なわぬよう作業には細心の注意を払うこと。
 - 5) 施工にあたっては請負者の現場担当者を定め、係員と工事工程を綿密に協議のうえ、工事の進行・調整を計ること。
 - 6) 機材は工事現場への搬入ごとに、係員に報告する。ただし、あらかじめ係員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - 7) 工事に使用する材料はすべて担当係員の検査を受け、合格したものだけを使用すること。
 - 8) 工事場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用及び喫煙等は一切禁止する。又火災防止、人身事故等の防止には万全を期すること。
 - 9) 施工に際しては、既存の設備、地盤、植栽などに損傷を与えぬよう万全を期し、万一損傷させた場合は材料、手間ともに請負者の負担により復旧すること。
 - 10) 工事は原則として、月曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前8時30分から午後5時15分までとすること。
 - 11) 本工事について、選定保存技術保持団体に属する者に行わせること。
 - 12) 工事写真は、着工前・作業中・工事完了後にそれぞれカラーで撮影し、成果物として写真帳及び写真データを格納したCD-R各2部を提出すること。
 - 13) 工事完了後は、不要な残材等は搬出・処分し、跡片付け・清掃を行うこと。

II 工事仕様

1. 彩色工事

1) 各殿規模 ※4殿とも同規模

平面積 9. 1 1 m²

○身舎

桁行（柱真々）：2. 4 6 m

梁間（柱真々）：2. 2 0 m

軒の出（柱真から茅負下外角まで）：0. 9 4 m

軒高（土台上端から茅負下外角まで）：3. 1 8 m

棟高（土台上端から箱棟上端まで）：5. 7 6 m

○庇

桁行（柱真々）：2. 2 0 m

梁間（柱真々）：1. 6 8 m

軒の出（柱真から茅負下外角まで）：1. 0 7 m

軒高（土台上端から茅負下外角まで）：2. 7 1 m

2) 概要

木部所定の部分に木地固めを行い、所定の色料で着色する。

3) 養生

施工に先立ち、作業箇所周辺の屋根面、壁面、床面などは作業による破損・汚損を防止するため、あらかじめシートなどで養生を施す。万一、これらの仕上げ面を汚した際には、業者の責において復旧すること。

4) 材料

顔料定着材は基本として三千本膠とするが、風雨による剥離やカビの発生が予見される箇所や、管理者等の衣服に塗料がつく恐れのある箇所は、係員と協議の上、樹脂系定着材を状況に応じて使用する。樹脂系定着材を用いる場合は定着材の仕様を提出すること。

5) 下地調整・木地固め

下地調整は木地割れ、抜け節に樹脂充填を施し、微細な割れ、虫食い穴等は下塗材の固く練ったもので埋め、十分乾燥させた後、サンドペーパーをかけ、斑をとる。

再用材・新補材とも塗装面には木地固めとして礬水（水 100cc：膠 3～4 g：生明礬 1～2 g 程度）引きを施す。染み込みが飽和状態になるまで十分に行うこと。

6) 塗装

施工前に使用する材料リスト、見本、手板を製作して係員の下承を得た後、施工すること。

下塗り用の膠溶液は8%、上塗り用は6%を標準とするが、施工時の気象条件によって加減すること。施工後の色斑や刷毛斑、塗装面の剥離が生じないように確認すること。なお、降雨の発生等で湿度が高い日は塗り作業を行わないこと。

庇柱において、金襴巻きと丹朱塗が重ならないように注意すること。また、境界は定規等を用いて直線となるように塗装すること。

下塗り・上塗りとも前工程による塗装面が完全に乾燥したことを確認した後に着手する。塗装

完了後に、彩色部分の養生紙を丁寧に取り外す。

丹朱塗：良質の鉛丹と朱を混合したものを上記の膠溶液で混ぜ合わせ2回塗り

胡粉塗：良質の胡粉を使用し、2回塗りとする。

黒塗：松煙を柿渋及び上記の膠溶液で溶き、2回塗りとする。

緑青塗：下塗りを泥絵具、上塗りは緑青を使用し、2回塗りとする。

8) 片付け・清掃

塗料は有害物質が含まれている恐れがあるため、側溝や水路等に流れ込まないように注意し、刷毛や雑巾等を洗った水も水路等に流すことなく適正に処理すること。

工事終了後に塗装膜のひび割れや剥離、変色等の不具合が生じた場合は、業者の責において足場等の建設を行い、不良箇所を掻き落として新たに塗装を行うこと。

以上の内容に関して不明な点があれば、FAXにて下記へ問い合わせること。

奈良県文化財保存事務所 保存修理・人材育成係 金子・豆越・板東

TEL：0743-86-4483

FAX：0743-86-4920